

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港ビジネス

香港政府は年次報告書(Annual Return)の更新料を2年間免除する

2020年2月26日に発表された2020/2021年度の香港政府財政予算案の中で、陳茂波(ポール・チャン)財政長官は年次報告書の更新料(期限後更新を除く)を2年間免除すると提案しました。当該提案は立法会(議会)に審議を経て可決されてこそ発効できますが、過去の経験によると可決される可能性が高いです。

香港の会社登記局で設立された全ての有限会社(現地会社及び非香港会社を含み)は、会社の年次更新日から42日以内に年次報告書を香港の会社登記局へ提出しなければなりません。上記の財政予算案が可決されましたら、年次報告書の更新料は以下の通りです。

現地の非公開株式会社の年次報告書の更新料(Form NAR1)	
提出日	金額(HKD)
会社の年次報告書提出日が@から42日以内	免除^
会社の年次報告書提出日が@から42日以上、3ヶ月以内	870
会社の年次報告書提出日が@から3ヶ月以上、6ヶ月以内	1,740
会社の年次報告書提出日が@から6ヶ月以上、9ヶ月以内	2,610
会社の年次報告書提出日が@から9ヶ月以上	3,480
@とは、会社設立記念日です。	

現地の公開株式会社の年次報告書の更新料(Form NAR1)	
提出日	金額(HKD)
会社の年次報告書提出日が*から42日以内	免除^
会社の年次報告書提出日が*から42日以上、3ヶ月以内	1,200
会社の年次報告書提出日が*から3ヶ月以上、6ヶ月以内	2,400
会社の年次報告書提出日が*から6ヶ月以上、9ヶ月以内	3,600
会社の年次報告書提出日が*から9ヶ月以上	4,800
*とは、会社の会計期間終了後6ヶ月の最後の日です。	

保証有限会社の年次報告書の更新料 (Form NAR1)	
提出日	金額 (HKD)
会社の年次報告書提出日が#から42日以内	免除 [^]
会社の年次報告書提出日が#から42日以上、3ヶ月以内	870
会社の年次報告書提出日が#から3ヶ月以上、6ヶ月以内	1,740
会社の年次報告書提出日が#から6ヶ月以上、9ヶ月以内	2,610
会社の年次報告書提出日が#から9ヶ月以上	3,480
#とは、会社の会計期間終了後9ヶ月の最後の日です。	

非香港会社の年次報告書の更新料 (Form NN3)	
提出日	金額 (HKD)
会社設立記念日から42日以内	免除 [^]
会社設立記念日から42日以上、3ヶ月以内	1,200
会社設立記念日から3ヶ月以上、6ヶ月以内	2,400
会社設立記念日から6ヶ月以上、9ヶ月以内	3,600
会社設立記念日から9ヶ月以上	4,800

[^]年次報告書の更新料(期限後更新を除く)の2年間免除措置の発効日は香港の会社登記局の決定に準じます。

貴方様が関連業務を行う前に啓源の税務コンサルタントと相談することをお勧めします。ご質問がございましたら、啓源の香港財政予算案の担当者となる税理士にお気軽にお問い合わせください。

顔漢彬 Benjamin HP Yen

税務パートナー

T: +852 2270 9768

E: benjamin.yen@kaizencpa.com

麦慧妍 Cathy Mak

マネージャー(商業登記及びコンプライアンス)

T: +852 2270 9757

E: cathy.mak@kaizencpa.com